

東京大学男女共同参画室内規

平成28年1月21日

総長 裁定

改正 平成31年 3月22日

改正 令和 3年11月18日

改正 令和 4年 2月17日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条に規定する室として置かれる東京大学男女共同参画室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、東京大学のすべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうるよう、公正な教育・研究・環境等の整備を図り、本学の男女共同参画を推進することを目的とする。

(任務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る企画立案及びその実施に関すること。
- (2) 保育施設等の整備・充実に関すること及び男女共同参画に向けたキャンパス整備に関すること。
- (3) 教職員の次世代育成の支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (4) 女子学生の比率向上に関すること。
- (5) 男女共同参画に係る理解を深化させるための在学生等に対する取組の充実に関すること。
- (6) 女性研究者の活躍促進に関すること。
- (7) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第4条 室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

第5条 室長は、本学の理事、副学長又は教員のうちから総長が指名する。

- 2 室長は、室の業務を統括する。
- 3 室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第6条 室に、副室長を置くことができる。

- 2 副室長は、室員のうちから室長が指名する。
- 3 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、次の各号に掲げる者に室長が指名する。

- (1) 室長が指定する部局の長から推薦された本学の教授又は准教授
 - (2) 男女共同参画に関する専門的知識を有する本学の教職員
 - (3) その他室長が必要と認める教職員
- 2 室員は、室長の指示に従い、室の業務に従事する。
 - 3 室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
(部会)

第8条 室に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) ワーク・ライフ・バランス推進部会
- (2) 進学促進部会
- (3) 次世代育成部会
- (4) ポジティブ・アクション推進部会

2 前項各号の部会に部会長を置く。部会長は、室員のうちから室長が指名する。
(事務)

第9条 室の事務は、本部ダイバーシティ推進課及び関係の課において処理する。
(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長の定めるところによる。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。